

随意契約締結理由書（公表用）

下記のとおり随意契約を締結したので、公表します。

1 工 事 件 名	千代田公園及び日本橋中学校樹木移植工事
2 施 行 場 所	東京都中央区東日本橋一丁目10番1号（日本橋中学校）他1箇所
3 対 象 業 種	造園工事
4 工 事 概 要	樹木移植工 1.0式 撤去工 1.0式 復旧工 1.0式 仮設工 1.0式
5 工 期	令和7年3月31日まで
6 契 約 金 額	40,585,600円（税込み）
7 契 約 締 結 日	令和7年1月6日
8 契約の相手方の住所及び商号又は名称	東京都中央区日本橋本町四丁目2番12号 株式会社富士植木 中央支店 支店長 野林 太郎
9 随意契約締結の理由	<p>日本橋中学校改築及び千代田公園再整備に伴い、日本橋中学校及び千代田公園内（以下「日本橋中学校等」という。）の樹木を移植するため、事前に樹木医による診断契約（日本橋中学校改築及び千代田公園の再編整備に伴う学校敷地内樹木調査業務委託：契約番号令和5年度第110768号、千代田公園内樹木診断委託：契約番号令和5年度第111266号）及び根回し工事（日本橋中学校改築及び千代田公園再整備に伴う日本橋中学校及び千代田公園内樹木根回し工事：契約番号令和5年度第1476号）を上記業者と契約した。</p> <p>同者は、日本橋中学校等にある樹木の状態を熟知するとともに、日本橋中学校仮校舎整備に伴う浜町公園内樹木移植等工事（契約番号令和5年度第1158号）を受注し、出来栄も良好であった。</p> <p>以上のことから、樹木診断との一貫性や、日本橋中学校をはじめ関係各所との調整等、効率的かつ合理的に業務を進めることができるため、同者と随意契約を締結するものである。</p>
10 根 拠 法 令	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

随意契約締結理由書（公表用）

下記のとおり随意契約を締結したので、公表します。

1 工 事 件 名	中央区立温浴プラザ「ほっとプラザはるみ」等複合施設盛土工事
2 施 行 場 所	東京都中央区晴海五丁目2番3号
3 対 象 業 種	建築工事
4 工 事 概 要	盛土工事 晴海五丁目全体の計画高さ（約AP+6.5m）に地盤を嵩上げする工事
5 工 期	令和5年9月29日まで
6 契 約 金 額	27,955,400円（税込み）
7 契 約 締 結 日	令和5年1月13日
8 契 約 の 相 手 方 の 住 所 及 び 商 号 又 は 名 称	東京都文京区後楽一丁目5番3号 株式会社塩浜工業 東京本社 東京本店長 堀 昌弘
9 随 意 契 約 締 結 の 理 由	<p>現在、隣接地において、東京都港湾局発注の晴海五丁目（特別区道中月第836線）道路改良工事（以下「港湾局工事」という。）が上記業者にて施工中である。</p> <p>港湾局工事で整備がなされない範囲の一部を盛土する本工事は、港湾局工事と一体的な工事であることから、同者が施工することにより工期の短縮が図られる。</p> <p>また、各単価及び経費率について基本的に港湾局工事と合わせることで、工事費全体で概ね3%の削減を図ることができる。</p> <p>さらに、同者は港湾局工事を施工するに当たり、近隣住民に対し住民説明会を行っており、住民対応も円滑に進めることができるため、同者と随意契約を締結する。</p>
10 根 拠 法 令	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

